

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよ
うに制定する。

令和7年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第68条の5第1項の規定に基づき、無料
低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるため、この案を提出する。

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年那覇市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この条及び次条において「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所(法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。))その他の法第68条の5第2項の規定に基づく厚生労働省令(無料低額宿泊所に係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令(基準省令第12条第6項第5号ロを除く。)に定める基準の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。